

認定企業の取組

「くるみん」認定マーク



桂建設株式会社

- ◆本社所在地 牛久市 ◆業種 建設業
- ◆労働者数 26人 (男性22人/女性4人)

(令和4年9月1日現在)

■くるみん認定に係る取組状況

(1) 行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 令和1年9月1日から令和4年8月31日

②目標及び結果

【目標1】月1回のノー残業デーの導入

(結果) 令和1年9月から取組のための検討を開始し、令和1年10月からノー残業デーを月2回(第2、第4水曜日)実施することとした。社内掲示板などによる社員への周知、当日専務取締役から社員に対する呼びかけを実施している。また、ノー残業デーに残業を希望する者の面談なども実施した。

【目標2】令和4年8月までに、子の看護休暇の取得を促進する。

(結果) 令和1年9月から取組のための検討を開始。令和3年12月から子の看護休暇を有給とし、令和4年5月27日に就業規則を改訂。小学生未満の子を育てる親には、カード形式の休暇取得申出書を配布した。有給にしたことにより、子供の急な発熱や体調不良時に使いやすく利用が進んでいる。

導入以前(令和3年)：0人 ⇒ 導入後(令和4年)：3人

(2) 認定基準(くるみん認定基準)に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性(認定基準：男性労働者の育児休業等をした者の割合10%以上)

50.0%

ii) 女性(認定基準：女性労働者の育児休業等取得率75%)

100.0%

②労働時間等働き方

- i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満
- ii) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者はいない

③法を上回る短時間勤務制度等

- ii) 所定外労働の免除に関する制度

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する社員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

- i) 短時間勤務制度

小学校就学の始期に達するまでの子と同居し養育する社員は、申し出ることによって、1 日の所定労働時間を 6 時間とする勤務（うち休憩時間は正午から午後 1 時までの 1 時間とする。）に変更することができる。また、1 歳に満たない子を養育する女性社員は、更に別途 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる。

■認定を受けてのコメント

「建設業＝男性の仕事」というイメージを払拭し、女性も働きやすい会社にするために、子の看護休暇（有給）の付与・小学校入学前までの時短勤務導入等を進めて参りました。

それに加え人材育成チームを立ち上げたことで様々な要望や意見を経営陣に伝えやすく、改善スピードも上がっております。

現状に甘んじることなく、これからもさらに働きやすい職場環境を目指し、改善を行ってまいります。

■認定通知書交付式の様子



令和 4 年 12 月 15 日
茨城労働局にて
認定通知書交付式を実施
しました！

- ◀茨城労働局長（左）から認定通知書を
交付される
桂建設株式会社 石井専務取締役（右）

～認定通知書交付後の記念撮影～

- 茨城労働局長（左）
- 桂建設株式会社
松澤取締役
- 石井専務取締役
- 雇用環境・均等室長（右）

